

保育の必要性の証明願

練馬区学務課幼稚園係 宛て

第2子以降の子どもについて、保育の必要性があることを証明願います。
 なお、証明願いに当たり、下記のとおり承諾いたします。

- 被証明人と保育の必要性の確認を受ける子どもが練馬区内に居住していることを、練馬区が住民基本台帳で確認すること。
- 預かり保育や定期利用保育等の利用状況を練馬区が対象施設に確認すること。
- 練馬区が対象施設に保育の必要性の確認を受ける子どもに関する情報を提供すること。
- 被証明人の世帯の課税状況や保育の必要性の認定状況を練馬区が確認すること。

保護者	フリガナ	ネリマ タロウ	確認を受けたい子どもとの続柄	父	現住所	〒 176 - 8501		
	氏名	練馬 太郎				練馬区豊玉北6丁目12番1号		
	日中の連絡先（電話番号）					生年月日（保護者）	昭和61年7月8日	
	090-1111-1111	父携帯・母携帯 自宅・その他（ ）	090-2222-2222	父携帯・母携帯 自宅・その他（ ）				
保育を必要とする理由	該当する□にレ点を付けて下さい。							
	母	<input type="checkbox"/> 就労	<input type="checkbox"/> 妊娠出産	<input type="checkbox"/> 疾病障害等	<input type="checkbox"/> 介護看護	<input type="checkbox"/> 災害復旧	<input checked="" type="checkbox"/> 求職（下記活動記入）	<input type="checkbox"/> 就学
父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労	<input type="checkbox"/> 疾病障害等	<input type="checkbox"/> 介護看護	<input type="checkbox"/> 災害復旧	<input type="checkbox"/> 求職（下記活動記入）	<input type="checkbox"/> 就学	<input type="checkbox"/> 不存在	

同居者を全員記入してください。

第2子以降で保育の必要性の証明を受けたい子ども（複数の子どもの証明を受けたい場合はそれぞれの）□にチェックしてください。

	フリガナ氏名	続柄	生年月日	利用（予定）施設	利用開始日
1	ネリマ タロウ 練馬 太郎	世帯主	昭和61年7月8日		
2	ネリマ ハナコ 練馬 花子	妻	平成3年4月9日		年 月 日
3	ネリマ イチロウ 練馬 一郎	長男	平成24年5月25日		月 日
4	ネリマ ジロウ 練馬 二郎	二男	令和元年8月15日	〇〇幼稚園	令和6年 平成30年4月1日
5	ネリマ サブサウ 練馬 三郎	三男	令和2年5月10日	〇〇幼稚園	令和6年4月1日

求職活動中（予定）の場合は、下記を記入してください。

求職活動状況	求職の状況（あてはまるもの1つに☑をしてください）	母	父
	保育の必要性の確認を受けた後に求職活動を開始し、指定の期間内で就労先を決定する予定である。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	現在会社訪問等を行っており、求職活動を具体的に行っている。 活動内容（株）練馬商事に令和5年10月20日に履歴書を提出し、11月15日面接予定。 例：（株）〇〇に〇月〇日に履歴書を提出し、〇月〇日に面接予定。（株）△△に〇月〇日訪問予定。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

求職活動を理由に証明願をする場合の注意事項

- 求職活動による保育の必要性の期間は、3か月です。継続して証明を希望する場合は、証明期間満了前に、証明願の提出が必要です。
- 求職活動による証明願について、必要に応じてハローワークの登録カード、雇用保険の受給資格者証または就職あっせん機関（就職情報サイトも含む）登録画面の写しなど求職活動中であることが確認できる書類の提出を求められる場合があります。
- 就労を開始した場合は、すみやかに就労証明書を学務課幼稚園係へご提出ください。
 上記内容について全て確認し、了承しました。

令和 年 月 日

求職者（保護者）氏名（自署）

必ず求職者が署名すること